

韓国知的財産ニュース 2025 年 4 月前期

(No. 530)

発行年月日：2025 年 4 月 16 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1－1 【立法予告】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令の一部改正令案（産業通商資源部公告第 2025－264 号）
- 1－2 【立法予告】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部改正令案（産業通商資源部公告第 2025－265 号）
- 1－3 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2209684）

関係機関の動き

- 2－1 韓国特許庁、「2025 年特許技術賞」の参加申し込みの受付開始
- 2－2 韓国特許庁、政府のカーボンニュートラルプロジェクト「ネットゼロチャレンジ X」の初支援企業を選定
- 2－3 韓国特許庁、輸出に取り組むデジタルツイン開発の中小企業を訪問
- 2－4 韓国特許庁と韓国中堅企業連合会、「名品特許」を生み出す環境づくりに向けた業務協約を締結
- 2－5 韓国特許庁、「2025 キャンパス特許ユニバーシアド(CPU)」の参加者を募集

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3－1 韓国特許庁特別司法警察、EC サイト上のデザイン侵害・模倣品根絶に向けたモニタリングに着手

デザイン（意匠）、商標動向

- 4－1 韓国特許庁、2025 年改正告示商品の解説版を公開

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【立法予告】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令の一部改正令案 (産業通商資源部公告第 2025-264 号)

電子官報 (2025. 4. 1.)

産業通商資源部公告第 2025-264 号

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 4 月 1 日

産業通商資源部長官

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

国家コア技術等産業技術を体系的に管理するために、国家コア技術保有確認制及び保有機関登録制を導入し、産業技術保護委員会による支援を強化するために技術安保センターを指定し、技術保護にかかる勧告事項を履行しなかった場合に措置命令を下すことができるようにし、措置命令を履行しなかった場合には過料を科すようにする一方、不法な海外買収・合併等に対する中止・禁止・原状回復命令を履行しなかった場合に履行強制金を科すようにする等を主要内容に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」が改正(2025 年 1 月 21 日、法律第 20694 号)されることにより、同法に委任した事項とその施行に関して必要な事項を定める目的である。

並びに、技術審査にかかる期限を新設して予測可能性を高め、外国人の範囲を拡大し、アンケート調査の実施周期及び現場訪問による実態調査時に事前通報する事項を設ける一方、書類補完への要請にかかる根拠を設ける等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

2. 主要内容

イ. 韓国産業技術企画評価院を技術安保センターに指定し、業務遂行の範囲及び必要な予算支援にかかる根拠を設ける(令第 7 条の 2)。

- ロ. 産業部長官が企業等に対し国家コア技術判定を申請するよう通知する場合、通知の対象、方法及び手続について定める（令第 13 条の 2）。
- ハ. 国家コア技術保有機関の登録、変更登録及び登録抹消にかかる手続き及び手続書類等について定める（令第 13 条の 3）。
- ニ. 技術流出の恐れが少ないと認められる輸出に対し保護委員会による審議又は分野別の専門委員会による検討の一部を免除若しくは簡素化する（令第 16 条の 2）。
- ホ. 改善勧告を受けた対象機関の長が勧告事項を履行しなかった場合における措置命令の内容、履行期間等を書面に記載して対象機関に通報する（令第 19 条第 3 項及び第 4 項）。
- ヘ. 不法な海外買収・合併等に対する中止・禁止・原状回復等措置命令を履行しなかった者に対し、違反行為と買収合併の金額等を考慮して、一日当たり一千万ウォン以内で履行強制金を科す（令第 18 条の 8、別表 2）。
- ト. 輸出承認資料の提出への協調の拒否、保護措置命令の不履行等に対する過料の賦課対象と回数別の賦課基準等について定める（令別表 1）。
- チ. 侵害申告を受けた産業部長官及び情報捜査機関の長が申告した内容が侵害行為禁止に該当するか否かについて協議するように定める（令第 20 条第 2 項）。
- リ. 国家コア技術の該非判定、輸出にかかる審査時に技術検討期間の上限を設定するように定める（令第 13 条の 2 第 6 項、第 15 条第 4 項、第 16 条第 4 項）。
- ヌ. 情報通信網等の方法によりアンケート調査を 1 年ごとに実施できるようにし、現場訪問による実態調査をする場合には対象機関に書面で予め通報する（令第 22 条第 3 項及び第 4 項）。
- ル. 国家コア技術の該非判定、輸出及び海外買収・合併にかかる審査時において、書類の補完を要請できるようにし、同期間を審査期間から除く（令第 13 条の 2 第 5 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 3 項、第 18 条の 3 第 3 項、第 18 条の 4 第 3 項）。

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2025 年 5 月 12 日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を産業通商資源部長官に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇住所：世宗特別自治市ハンヌリ大路 402 政府世宗庁舎

産業通商資源部技術安保課カン・ジョンウン事務官宛
電子郵便：ii032740@korea.kr

4. その他事項

改正案に関する詳細は、産業通商資源部技術安保課（電話：(044) 203-4854）にお問い合わせください。

1－2 【立法予告】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部改正令案
(産業通商資源部公告第 2025－265 号)

電子官報 (2025. 4. 1.)

産業通商資源部公告第 2025-265 号

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 4 月 1 日

産業通商資源部長官

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

国家コア技術を体系的に管理するために国家コア技術保有機関登録制を導入する等「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」が改正（2025 年 1 月 21 日、法律第 20694 号）されることにより、同法に委任した事項を定め、その施行に関して必要な事項を定める目的である。

2. 主要内容

- イ. 国家コア技術保有機関登録申請書において根拠条文及び申請書式を定める（施行規則第 1 条の 3、別紙第 1－1 号書式）。
- ロ. 国家コア技術保有機関の変更登録申請書において根拠条文及び申請書式を定める（施行規則第 1 条の 4、別紙第 1－2 号書式）。
- ハ. 国家コア技術保有機関の登録証明書において根拠条文及び書式を定める（施行規則第 1 条の 5、別紙第 1－3 号書式）。
- ニ. 国家コア技術保有機関の登録抹消申請書において根拠条文及び申請書式を定める（施行規則第 1 条の 6、別紙第 1－4 号書式）。

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2025 年 5 月 12 日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を産業通商資源部長官に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇住所：世宗特別自治市ハンヌリ大路 402 政府世宗庁舎（〒30118）

産業通商資源部技術安保課カン・ジョンウン事務官宛

電子郵便：ii032740@korea.kr

4. その他事項

改正案に関する詳細は、産業通商資源部技術安保課（電話：(044) 203-4854）にお問い合わせください。

1－3 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2209684）

議案情報システム（2025. 4. 9.）

議案番号：2209684

提案日：2025年4月9日

提案者：ホ・ソンム議員（共に民主党）外10人

提案理由及び主要内容

現行法では、弁理士資格を有する者（弁理士試験に合格した者又は弁護士資格を有する者として実務修習を修了した者）が弁理士業務を始めるためには、特許庁長に登録するよう定めている。一方、登録された弁理士の専門性や倫理意識を高めるために、弁理士会が施行する研修教育を一定の時間以上受ける必要があり、研修教育を受けていない者に対し 500 万ウォン以下の過料を科すよう定めている。

しかし、研修教育を履修しない弁理士が増えているため、過料の処分の外にも弁理士登録への拒否等実効性のある制度を設けるべきだとの意見が提起されている。

従って、弁理士登録更新制度を導入し、研修教育を履修していない弁理士に対しては登録の更新を拒否できるよう定めることで、弁理士の専門性と倫理意識を高め、弁理士登録について効率的な管理ができるように見直すことで、産業財産権制度及び産業の発展を

図る目的である（案第5条第2項から第4項まで新設等）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第5条の題目「(登録)」を「(登録及び登録の更新)」に改め、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項を次のように改め、同条に第4項を次のように新設する。

②第1項に基づく登録の有効期限を5年とする。

③第1項に基づき登録した者は第2項に基づく有効期限が終わる日の6か月前から1か月前までに登録の更新を申請しなければならない。

④第1項に基づく弁理士の登録及び第3項に基づく登録の更新に必要な事項は大統領令で定める。

第5条の2の題目の中「拒否」を「及び登録の更新への拒否」に改め、同条第1項の中「第5条第1項」を「第5条第1項又は第3項」に、「弁理士登録」を「弁理士の登録若しくは登録の更新」に改め、同条第2項の中「公務員として在籍中、刑事訴追又は懲戒処分を受けた事実があるか、職務に関連する違法行為により退職した者であって弁理士の業務を遂行することが顕著に不相当だと認められれば登録を」を「第5条第1項又は第3項に基づき弁理士の登録若しくは登録の更新を申請した者が次の各号のいずれかに該当する場合には登録又は登録の更新を」に改め、同項に各号を次のように新設し、同条第3項を第4項に改め、同条に第3項を次のように新設する。

1. 公務員として在籍中、刑事訴追又は懲戒処分を受けた事実があるか、職務に関連する違法行為により退職した者であって弁理士の業務を遂行することが顕著に不相当だと認められる場合
2. 第11条に基づく弁理士会への加入にかかる義務を違反した場合
3. 第15条第1項を違反して研修教育を受けていない者であって第27条に基づく過料の全部又は一部を納付していない場合

③第2項第3号に基づく事由により登録の更新が拒否された者は、第15条第1項に基づく研修教育を履修し、第27条第1項に基づく全ての過料を納付後、第5条第3項に基づく更新を改めて申請できる。

第5条の3第2号を次のようにし、同条に第2号の2を次のように新設する。

2. 登録又は更新された登録の取消を申請した場合

2の2. 第5条第2項に基づく登録の有効期限が経過した場合

第25条を次のように改める。

第25条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の

罰金に処する。

1. 嘘やその他の不正な方法により第5条第1項又は第3項に基づく弁理士の登録又は登録の更新をした者
2. 弁理士資格を有する者が第5条第1項に基づく登録をせず弁理士業務を遂行する者
3. 第5条第3項に基づく登録の更新をせず弁理士業務を遂行する者

第29条第1号及び第3号をそれぞれ削除し、同条第5号の中「第9条及び第10条に基づく」を「第9条に基づく」に、「設立及び会則の認可」を「設立」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。但し、第29条の改正規定は公布した日から施行する。

第2条（弁理士の登録及び登録の更新への拒否に関する適用例）①第5条の2第2項第2号の改正規定は同法施行以降、登録又は登録の更新をした場合から適用する。

②第5条の2第2項第3号の改正規定は同法施行以降、最初に科される過料から適用する。

第3条（弁理士登録の更新に関する経過措置）同法施行当時、従前の規定に基づき弁理士登録後5年が経過した者は同法施行日から6月以内に第5条第3項に基づく登録の更新をしなければならない。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「2025 年特許技術賞」の参加申し込みの受付開始

韓国特許庁（2025. 4. 1.）

最高 1,500 万ウォン相当の賞金や特許庁事業化支援事業での特典など提供

韓国特許庁は、4月1日火曜日から6月30日月曜日まで「2025 年特許技術賞」の参加申し込みを受け付けると発表した。「特許技術賞」は、発明家のモチベーションを高め、発明の重要性を認識させるために、優秀な特許技術を募集・選定して発明家に賞を授与する制度である。

今年も例年と同じく、世宗（セジョン）大王賞および忠武公（チュンムゴン）賞をそれぞれ1件ずつ、池錫永（チ・ソギョン）賞2件、洪大容（ホン・デヨン）賞4件の計8件の発明が選定され、受賞者には最高 1,500 万ウォンの賞金※と、「優秀な発明品の優先購買推薦」および「特許路における製品革新支援」の対象者選定時の優遇措置、今後のビジネスやマーケティングに活用できる特許技術賞の受賞マークなどが提供される。

※世宗大王賞 1,500 万ウォン、忠武公賞 1,000 万ウォン、池錫永賞 500 万ウォン、洪大容賞 200 万ウォン

募集対象となる技術は、韓国籍の出願人により韓国に登録されている特許または実用新案にかかる技術であり、2025 年 4 月 1 日時点で 10 年以内に登録された特許または実用新案を対象とする。参加申し込みは、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）>お知らせ>褒賞およびイベント>特許技術賞にて受け付ける。

募集後、特許庁内部での予備審査（7 月～8 月）、庁内外の委員からなる選定審査協議会（9 月）を通し、技術革新性、産業上利用可能性などを総合的に評価・選定し、授賞式は 11 月に開く予定だ。

特許庁の特許審査企画局長は「儲けになる『名品特許』を発掘・評価して経済的価値の高い特許の創出に寄与した発明家のモチベーションを高める趣旨のもと 1992 年から特許技術賞制度を行っている」とし、「技術革新に大きく貢献している多くの発明家からの関心や参加をお願いする」と述べた。

詳細については、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）（お知らせ>褒賞およびイベント>特許技術賞）、または、特許庁特許制度課（電話：042-481-3567）に問い合わせできる。

2-2 韓国特許庁、政府のカーボンニュートラルプロジェクト「ネットゼロチャレンジ X」の初支援企業を選定

韓国特許庁（2025. 4. 3.）

スタートアップ 9 社を選定…知財基盤製品開発への支援と共に企業成長を支えるさまざまな特典を提供

韓国特許庁は 4 月 3 日木曜日、2050 カーボンニュートラル・グリーン成長委員会（ハン・ドクス大統領権限代行兼国務総理、ハン・ファジン共同委員長）と共に部処横断型カーボンニュートラルプロジェクト「ネットゼロチャレンジ X」の支援企業を初めて選定したと発表した。

「ネットゼロチャレンジ X」は、カーボンニュートラル・グリーン成長分野において「革新技術」を保有するスタートアップを募集・育成するために、官民が協力してさまざまな特典を提供する部処横断型カーボンニュートラルプロジェクトである。

同プロジェクトは、スタートアップを選定して事業化を支援する「ティア（Tier）1」と、選定したスタートアップ向け追加育成を行う「ティア（Tier）2」と、共通間接支援の「ティア（Tier3）」で構成され、特許庁は「ティア1」と「ティア3」の支援機関として参加している。

特許庁は「ネットゼロチャレンジX」ティア1の参加機関の中で初めて、「カーボンニュートラル分野におけるアイデアの取引・事業化の支援事業※」に参加するスタートアップ9社をカーボンニュートラル・グリーン成長委員会と共に選定した。

※企業が開発する気候技術関連製品に関するアイデアを大衆から募集し、アイデアと特許情報を活用して製品に関する問題の解決策、試作品の製作・検証、知財戦略などを支援

募集期間中（2025年1月17日～2月6日）、スタートアップ141社が支援し、特許庁が課題適合性、技術・事業性などについて書面評価を行い、1次選考で支援対象になる23社を発表した。

対面評価では、特許庁が技術・事業化に関する優秀性の評価と、カーボンニュートラル・グリーン成長委員会がカーボンニュートラルへの寄与度の評価※を行い、合格した企業のうち上位9社を最終的に選定した。

※（項目）潜在的な削減性、削減の革新性、削減の至急性、波及および拡散性、（基準）60点P/F

同事業では、スタートアップが有するカーボンニュートラル分野の特許技術をビジネスにつなげるために、大衆から募集したアイデアと特許情報を活用して製品化の中で起こりうる問題への解決策の提供、試作品の製作と検証、知財を活用した製品の保護戦略の策定を支援する。

その後、カーボンニュートラル・グリーン成長委員会リードの「ネットゼロチャレンジX」の参加機関が提供する「追加育成（ティア2）」もしくは「共有間接支援（ティア3）※」など、企業成長を支えるさまざまな特典が提供される。

※追加保育（Tier2）：選定時の優遇措置、書類審査の免除、審査時の加点付与など

共有間接支援（Tier3）：規制特例、公共調達、グリーン金融、保証、メンタリング・ネットワーキングなど

特許庁の産業財産政策局長は「環境配慮型・デジタルトランスフォーメーションが求められる時代においてカーボンニュートラルを実現するには革新性のある企業を見つけて育成することが非常に大事である」とし、「特許庁は特許情報と創意的なアイデアを活用し

て革新性のある製品開発への支援を強化することで気候技術をリードするスタートアップを積極的に育成していく」と述べた。

2-3 韓国特許庁、輸出に取り組むデジタルツイン開発の中小企業を訪問

韓国特許庁（2025.4.3.）

デジタルツイン技術をリードする中小企業 e8ight（株）と懇談会を実施

韓国特許庁は4月3日木曜日、「グローバル IP スター企業育成※」事業の支援を受けた輸出企業 e8ight（株）（ソウル市松坡（ソンパ）区）を訪問し、懇談会を開いたと発表した。

※グローバル IP スター企業育成：海外進出時の特許戦略の支援、製品・包装のデザイン開発、非英語圏向けブランド開発などを支援して中小企業のグローバル市場進出を支援

懇談会は、特許庁が支援する海外進出支援事業の成果を振り返り、デジタルツイン※分野の企業が輸出時に経験する困難などを把握して、企業側の意見を今後の政策や支援事業に反映する目的である。

※デジタルツイン：現実世界にある「モノ」を仮想空間に同じく再現することで、現実世界で起こりうる課題を予測しそれに応じた解決策を探るシミュレーションシステム

同社は、スマートシティ、災害予防、自動走行などさまざまな分野で現実世界のデータを仮想空間に替えて精密かつ効率的な管理を実現するシミュレーション技術を持っている。同社は、特許庁が行う「グローバル IP スター企業」の支援対象に選ばれ（2022 年～2024 年）、ライバル会社の技術の分析や特許登録への支援を受けて国内外で技術を保護する基盤をつくった。

特許庁長は「デジタルツイン技術は、人工知能とクラウドなど先端技術と融合することでさまざまな産業に活用できる無限のポテンシャルを持つ革新的な分野だと思う」とし、「特許庁は海外市場に挑戦する技術が知財をより有効活用して世界市場をリードする競争力を確保できるよう支援を強化していく」と述べた。

2-4 韓国特許庁と韓国中堅企業連合会、「名品特許」を生み出す環境づくりに向けた業務協約を締結

韓国特許庁（2025.4.3.）

「名品特許」戦略と海外進出の拡大に向け協力を高める

韓国特許庁は4月2日水曜日、韓国中堅企業連合会と上場会社会館（ソウル市麻浦（マポ）区）にて中堅企業と知財懇談会を開き、「名品特許」を生み出す環境づくりに向けた業務協約を締結したと発表した。

【中堅企業の「名品特許」の創出と海外進出の拡大に向けた業務協約を締結】

今回の業務協約および懇談会は、特許を基盤にグローバルリーダーとして成長していく中堅企業が開発した革新的な技術や製品から「名品特許」を生み出す戦略を立てることで、世界市場への進出を図り、ビジネスエコシステムの全般にわたって品質が中心となる知財政策への転換を実現するために進められた。

業務協約には、特許ビッグデータの分析、特許路を活用した研究開発、知財の移転・金融、進出国の環境に応じた知財権の出願と紛争の予防・対応など、中堅企業が「名品特許」を生み出し、世界進出を拡大するための両機関による協力体系の構築が盛り込まれている。

とりわけ、特許庁と韓国中堅企業連合会は、中堅企業において「名品特許」への認識を向上させるためには、最高経営責任者（CEO）・最高技術責任者（CTO）などの関心や意志が何よりも重要であるため、今後も意見交換を重ねて「名品特許」向け政策を共に策定していくことで合意した。

【中堅企業、輸出全体の17.8%を占める…進出国の環境に応じた特許戦略が求められる】

韓国で中堅企業の数 は 5,868 社と全体企業数の 1.4%に過ぎないが、平均 51.5 件※以上の産業財産権を保有しており、それを基に韓国における全体輸出の 17.8%（1,123.5 億ドル）、全体売上高の 15.2%（984.3 兆ウォン）、全体雇用の 13.6%（170.4 万人）を占める、韓国経済の核心的主体であり、産業エコシステムの中心である。

※中堅企業における産業財産権の保有件数：平均 51.1 件（特許 20.1、実用新案 0.6、商標 26.6、意匠 4.2）

最近、中堅企業において主力技術と特許出願の動向が鈍化している中、特許・実用新案権

分野の貿易収支の赤字幅が拡大傾向にあるため、中堅企業の質的成長に向け高品質の特許権を確保する重要性が浮上している。

※主力技術水準の平均(%)：(2020年) 68.5→(2021年) 67.3→(2022年) 66.4→(2023年) 66.4

中堅企業による特許出願(件)：(2021年) 11,222→(2022年) 10,770→(2023年) 9,760→(2024年) 9,584

中堅企業における特許・実用新案権の貿易収支(億ドル)：(2021年) -0.5→(2022年) -0.8→(2023年) -1.0→(2024年) -1.2

とりわけ、4月2日施行予定のトラップ政権2期が掲げるアメリカファーストに基づいた通商政策では知財権の保護が重要な課題として取り上げられているため、米国市場への輸出の割合が56.8%と大きくなっている中堅企業には保有技術や製品について知財権の確保から原材料・部品などバリューチェーンの中での知財侵害の可能性まで視野に入れた徹底した対応が迫られている。

※海外輸出している中堅企業2,228社のうち、56.8%(1,265社)が米国市場に輸出しており、輸出額は188億ドル(約27.3兆ウォン)と全体輸出額の16.3%を占める(韓国中堅企業連合会)

特許庁長は「輸出中堅企業は知財権の創出や保護に全力で取り組む必要があると思う」とし、「中堅企業が新しい貿易や通商環境の変化の中でも突出した技術力を備え質的成長を図れるよう、各進出国の環境に最適化した『名品特許』の創出戦略や保護支援に力を入れる」と述べた。

2-5 韓国特許庁、「2025 キャンパス特許ユニバーシアード(CPU)」の参加者を募集

韓国特許庁(2025.4.4.)

企業が抱える知財課題を大学生・院生が自ら解決する！

韓国特許庁は4月4日金曜日から5月30日金曜日まで、「2025 キャンパス特許ユニバーシアード(Campus Patent Universiade、以下「CPU」)」の参加者を募集すると発表した。

CPUは、企業・研究機関が提示した課題について大学生・院生が特許ビッグデータの分析により今後の研究開発の戦略や事業化の方策などを示す大会であり、今年18回目を迎える。今回の大会にはサムスン電子、現代(ヒョンデ)自動車、ポスコ、SKハイニックスなど韓国内外を代表する28社の企業・機関が参加して課題30件を提示した。

今年は賞金額を大きく拡大した。大統領賞（1,500→2,000 万ウォン）、国務総理賞（1,200→1,500 万ウォン）と引き上げ、参加者のモチベーションを高める。受賞者には「次世代知財リーダー（YIPL）※」プログラムへの加入、協力企業の採用時の優遇など特典を提供する。

※次世代知財リーダー（Young Intellectual Property Leaders）：CPU 受賞者の集まりであり、最高経営責任者（CEO）からの講演、リーダーシップ・知財の講演、各地域所在の産業現場への訪問、就職メンタリングなど提供

特許庁の産業財産政策局長は「今回の大会を機に学生らが特許ビッグデータを自ら分析して特許戦略の策定や事業化の構想などを行うことで、産業へのインサイトや特許活用スキルを同時に育むことができると期待する」とし、「多くの大学生・院生や先生からの関心や参加をお願いする」と述べた。

参加申し込みや課題の詳細については、大会ウェブサイト（www.kipa.org/cpu）や大会事務局（韓国発明振興会知識財産人材育成室 電話：02-3459-2818）に問い合わせできる。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁特別司法警察、EC サイト上のデザイン侵害・模倣品根絶に向けたモニタリングに着手

韓国特許庁（2025. 4. 11.）

デザインを盗用した模倣品、特許庁がオンライン上で取り締まる

韓国特許庁の特別司法警察は 4 月から 11 月まで、EC サイト上のデザイン侵害および模倣品の根絶に向け集中的なモニタリング活動を行うと発表した。

モニタリングは、最近、ブランドのロゴや商標を隠して意匠権を侵害する製品の流通が増えている中、意匠権者の保護や消費者の混同の防止、意匠権侵害犯罪への認識を図る趣旨である。

特別司法警察は、主要 EC サイトを中心にデザイン侵害や模倣品を集中的にモニタリングする計画だ。侵害の程度が比較的に深刻でない場合は警告や販売投稿の削除などの措置を取り、嚴重な場合には刑事処罰につながる可能性を考えて捜査と連携する計画だ。

そのために 4 月 11 日金曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区）にて主要 EC サイ

トの関係者と懇談会を開き、デザイン侵害関連投稿への削除措置など協力を強化していくことで合意した。今後はより多くのプラットフォームを対象に含めるために持続的に協力を拡大していく方針だ。

特許庁は昨年、積極的な行政活動の一環として EC プラットフォーム「クーパン」と協力してデザイン侵害製品の販売投稿 31 件に対し削除措置を取った。

特許庁の産業財産保護協力局長は「最近、模倣品の販売行為が商標法違反に当たらないように工夫してデザインだけを模倣する手法を取っていることが多い」とし、「デザインを模倣する行為も当然犯罪となり、特許庁は意匠権侵害の犯罪の根絶に向けて引き続き努力する」と述べた。

意匠など意匠権の侵害に関する相談や通報は、通報窓口（電話：1666-6464）、または、知財侵害ワンストップ通報相談センター（koipa.re.kr/ippolice）にて受け付ける。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、2025 年改正告示商品の解説版を公開

韓国特許庁（2025. 4. 3.）

計 57,388 個の指定商品・役務について解説する

韓国特許庁は 3 日、商標登録出願時に指定する商品についてより正確に確認できるよう、2025 年改正告示商品※の解説最新版を公開すると発表した。

※特許庁長が告示する指定商品および指定役務のことをいう。総評登録を受けるには出願人は商標法上認める商品の名称を出願書に記載する必要がある。

今回の解説版に載せられた商品は計 57,388 個であり、2025 年告示改正により内容に変動があった商品約 1,200 個が含まれる。

商品解説書では、指定商品・指定役務の韓国語・英語の名称と類、定義および画像、属性（機能/用途、形状、材料など）について解説しており、特許庁ウェブサイト（kipo.go.kr）、電子出願システム（patent.go.kr）※にて公開する。

※（ウェブサイト）特許庁＞知財制度＞分類コード照会＞商品分類コード＞商品解説書
（電子出願システム）特許路＞参考資料＞分類コード＞商品分類コード＞商品解説書

とりわけ、今回の改正版ではこれまで掲載していなかった小・卸売役務名 128 個について解説した。定義や属性のみならず、指定役務を正確に選択して記載する方法についても紹介している。

最近、告示商品解説書が多くのユーザーから有効に活用されている。2024 年 3 月改正後、商品解説書の閲覧回数は月平均 710 回（2023 年第四四半期）から 1,875 回（2024 年第四四半期）に 164%増加※し、多くのユーザー有効活用していることがわかった。

※2023 年 10 月 750 件、11 月 738 件、12 月 641 件（平均 710 回）

2024 年 10 月 1,850 件、11 月 1,872 件、12 月 1,903 件（平均 1,875 回）

特許庁の商標デザイン審査局長は「権利保護を受けたい商品を正確に把握して出願する上で今回の解説書が大きく役立つと思う」とし、「今後も煩雑な出願手続きや費用で出願人が不便を感じることがないように、ユーザーフレンドリーな制度改善に取り組む」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroip@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム